

よくある質問 Q&A



Q: 暗証番号がわからなくなったら？

A: 入力ミス等でロックされた、暗証番号がわからなくなった場合は、ご本人がマイナンバーカードを持参のうえ市役所または支所にお越しください（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）。再設定手続きをします。

Q: 住所・氏名が変わった

A1、A2には、4桁および6桁以上の暗証番号の入力が必要です。手続きをしないと、カードが利用できなくなる、再交付料金がかかる場合があります。

A1: 袋井市内で引越し、又は氏名変更した場合

マイナンバーカードに新住所・新氏名の追記、電子証明書の手続きが必要です。ご本人または同一世帯の方がカードをご持参のうえ、市役所または支所の窓口にお越しください。

A2: 袋井市外への引越しの場合

旧住所地: 転出手続き時にマイナンバーカードを所持していることを窓口で申し出てください。

新住所地: 転入先の市区町村窓口でマイナンバーカードを持参し、転入と継続利用の手続きをしてください。

※新住所地に住み始めた日から14日以内に転入手続きをしてください。期限内に手続きができない場合、カードが失効します。再交付は有料となります。

A3: 国外への引越しの場合

転出手続き時、マイナンバーカードに「国外転出により返納」の記載をした後、返却します。コンビニ交付や電子申請等の手続きには利用できなくなります。

国外から再転入（再入国）した場合は、転入手続きを行う市区町村窓口でマイナンバーカードを持参し返納してください。必要に応じて新しいカードの申請をしてください。